

2014年度 早稲田大学大学院法務研究科

法学既修者試験 論述試験

刑 法

(問 題)

問題1 (60点)

甲は、妻Aに隠れて消費者金融業者から多額の借金をしており、その返済に苦しんでいた。そこで甲は、保険金を詐取して借金の返済に充てようと考え、友人の乙にそのための計画を持ちかけて協力を求めた。甲が乙に話した計画は、甲が運転し、事情を知らないAが同乗している甲所有の自動車（以下、甲車とする。）に、乙が自動車で追突して、甲とAに軽傷を負わせ、甲とAにかけていた傷害保険金と甲車にかけていた損害保険金を保険会社に請求する、というものであった。甲は、乙には伝えなかったが、更に実子B（満2歳）も同乗させ、Bにかけた傷害保険金も詐取するつもりであった。乙は、詐取した保険金の半額を甲から報酬として受け取るという約束で、追突役を引き受け、実際に、甲、A及びBの乗った甲車に、自分の運転する自動車を、事前の約束通り時速約20キロメートルの速度で追突させた。その際、乙は、Aが事情を知らずに甲車に同乗している事実については知っていたが、Bに関しては、甲がBを後部座席に外から見えないように寝かせていたため、その同乗の事実を知らなかった。

甲は、乙の追突によって全治2週間の打撲傷を負った。Aは、甲と同じ程度の打撲傷を負い、この傷害は通常ならば生命に影響が及ぶようなものではなかったが、Aには本人も知らなかった特殊な脳疾患があったため、追突の衝撃によって脳組織が破壊され、数日後に病院で死亡するに至った。一方、Bは、後部座席から落ちて全治3週間の裂傷を負い、病院に運ばれて治療を受けたが、点滴に際して看護師が薬剤の確認を怠り、誤って劇薬を点滴してしまったため、その数日後に死亡するに至った。

その後、甲は、保険会社Cに対して保険金の請求をしたが、追突が甲の計画に基づくものだったという事実が発覚したため、保険金の支払いには至らなかった。

甲、乙の罪責について論じなさい（特別法違反の罪は除く）。

問題2 (30点)

窃盗罪における不法領得の意思について、具体例を示しながら論じなさい。

〔以下余白〕